

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷三十第

行發日一月七年十正大

## 論叢

利潤の經濟的・道徳的性質(一) . . . 法學博士 田島 錦治

營業の租稅給付能力 . . . 法學博士 神戸 正雄

進歩か退歩か(一) . . . 法學博士 財部 靜治

農業勞働問題(一) . . . 法學博士 河田 嗣郎

中世都市の發達(二) . . . 文學博士 三浦 周行

## 時論

直接稅制度の整理に就て . . . 法學博士 小川郷太郎

## 說苑

我國農產物生産調査に就て(二) . . . 法學博士 高岡 熊雄

## 雜錄

米國一家五口最少生活資調 . . . 法學博士 山本美越乃

Luca Paciolo 以前の會計史概要 . . . 法學士 大森 研造

家畜保險に就いて . . . 經濟學士 野口 正造

ボルシエヱイズム分解の傾向 . . . 法學博士 河田 嗣郎

## 雜錄

### 米國に於ける一家五口の最少生活資調

山本美越乃

今次の世界大戰が各國民に與へたる最も重大なる打撃の一は、一般物價の騰貴從て生活の困難と云ふことであつたが、之が爲に從來比較的開却視せられたる生計費調査の問題は、何れの國に於ても大に世人の注意を惹くに至り、殊に米國に於ては政府自ら率先して此の問題を組織的に研究し、一には労働者の家族支持に必要な可からざる經費の最少限度を知るの資料となし、又一には之に依りて生計費の嵩加する状態を比較研究せんとする目的を以て、主として労働統計局に於て之が調査を遂げ來りしが、同局主事ローヤル、ミーカー氏が昨年米國社會事業協議會の年會に於て報告せる該調査の一端は、此の種の問題の研究には他山の石として參考

に資すべきものが少くない、故に左に其の要旨を紹介しようと思ふ。

(一)食物、普通の方役的労働に従事する成年男子の一日に要する熱量(calorie)は三千乃至三千二百位なるも、食物を調理する際等に約一割位は浪費され、又假令之を口中に入るも其の一部分は消化吸収せらるるに至らずして排出するを以て、三千乃至三千二百カロリーを攝取せんとせば、少くとも三千五百カロリーを包含せる食料を購ふの必要がある、而して夫、妻、子女等に依りて消費さるべき食物の必要量は、年齢、性、體質、職業及び其の活動状態等を考察して、實驗上算ば其の比例を知ることが出來た、即ち之に據ると一家五口(夫妻及び三兒)十二歳男、六歳女、二歳男)の家族に於ては、夫の要する熱量を假りに一とせば、妻〇、九、十二歳の男兒〇、九、六歳の女兒〇、四、一歳の男兒〇、一五、合計三、三五と云ふ割合となる、此の平均數は一家五口の標準的家族約二百八十戸(十一の代表的都市より約二十五戸を選定して)に就



て一九一九年十二月に之を公表し、全國より批評及び意見を徴して然る後漸く作成したるものである、而して衣類の問題を研究するに當つては、年中着用するもの、夏季のみ着用するもの、冬季のみ着用するもの等に分つて之を考察することが便であり、又其の材料の如きも中等品を標準とすることが適當である、故に此の標準に據り一家五口の家族の年々取代ゆる衣類其の他の附屬物の數量即ち其の最少限度の必要量を示せば次の如くである。

夫の分		妻の分	
帽子	一	帽子	一
子	一	スカート	二
		常用胴衣	二
		外出胴衣	三
		常用服	二
		外出服	二
		下袴	一
		靴	一
外出服	三	手袋	一
三	二		

年中用		冬季用	
帽子	二	帽子	一
子	二	子	二
外	二	外	二
套	二	套	二
スエッター	二	スエッター	二
常用服	二	常用服	二
外出服	二	外出服	二
手袋	一	手袋	一
労働スボン	二	労働スボン	二
寝衣	二	寝衣	二
靴	二	靴	二
同修繕	二	同修繕	二
護談靴	二	護談靴	二
手袋	六	手袋	六
カラ	六	カラ	六
襟飾	二	襟飾	二
ハンカチーフ	八	ハンカチーフ	八
靴足袋止メ	二	靴足袋止メ	二
革帶	三	革帶	三
ズボン吊	一	ズボン吊	一
洋傘	二	洋傘	二
洋傘	二	洋傘	二
帽	二	帽	二
子	二	子	二
常用服	二	常用服	二
外出服	二	外出服	二
ドレス	二	ドレス	二
下袴	一	下袴	一
靴	一	靴	一
手袋	二	手袋	二
一家內衣	一	一家內衣	一
前掛	一	前掛	一
コルセット	二	コルセット	二
同附屬品	二	同附屬品	二
履衣	二	履衣	二
靴足袋	八	靴足袋	八
靴修繕	四	靴修繕	四
護談靴	一	護談靴	一
ハンカチーフ	八	ハンカチーフ	八



て住宅を占むるが故に、一家五口の標準的の家  
族に對しては、居室、食堂、厨房、大寢室、小寢  
室の五室を有せしむることを以て最少限度の要  
求と看做し得る、尤も小兒は男女の別に應じて  
其の寢室を區別すること諸種の點に於て好まし  
き事情あるが故に、之に別室を與ふることせば晝  
間の居室を夜間には寢室に充つることである、  
然らずんば或は居室一、食堂兼厨房一、寢室三  
となすも敢て不便ではない、之と共に又各室の  
大きさも保健及び衛生上に重大なる關係を有する  
も、寢室は少くとも各室(10×12F.)の大きさを必  
要とすべく、食堂兼厨房も亦之と畧は同一の大  
さを要するを以て、前記五室を有する住宅は浴  
室・廁等を除き少くとも五百六十平方尺の面積  
を必要とすべし、空氣の流通及び光線の投入の  
設備に付きては、各室には一般に二箇の窓を設  
け、其の内一は直接外部に面して外氣の流通を  
自由ならしむべく、又窓の大きさは十二平方尺以  
上たらしむるを要す、住宅の位置は交通の便を  
有する地域を選定すべきは勿論、其の附近に遊

園地等の存することは更に望ましく、裏町又は  
貧民窟に接近せる場所の如きは不適當なりとす。  
以上は米國に於ける一家五口の労働者の家族  
の支持に必要な最少限度の衣食住の要求た  
り、此の如き細密なる調査に基き家族の支持に  
必要缺く可からざる収入は何程なるべきかを算  
定するを以て、彼等の賃金問題に對する態度及  
び要求は、何人と雖も漫りに之を排斥し去る能  
はざる根據と權威とを有せり、賃金増加の要求  
の如きは唯漠然たる主張に依りて或は業主を動  
かし、或は社會の同情を得んとするもそは畢竟  
無意義にして、何等根柢なき架空の言論の力に  
依りてのみ此の種の問題を解決せんとする時代  
は既に過ぎ、歐米に於ては今や『事實は最良の  
雄辯』たることを各種の方面より立證して世の  
批判を仰がんとする時代に進みつゝあること  
を、我が労働階級及ハ労働問題の研究者の爲に  
特に茲に注意して置きたいと思ふ。

本編は主として (U. S. Dept. of Labor, Monthly Labor  
Review, Vol. X, No. 6, pp. 1-13. (二據を))